

事務連絡
平成21年9月9日

医政局総務課 御中

保険局総務課

平成21年10月からの出産育児一時金等の見直しにかかる
医療機関及び助産所への周知徹底の協力依頼について

平素より大変お世話になっております。

さて、公的医療保険各制度におきましては、出産費用の経済的負担の軽減を図ることを目的として、出産育児一時金等を支給しているところですが、平成21年10月より平成23年3月までの間、少子化対策の一環として、暫定的に当該出産育児一時金等の支給額を4万円引き上げ、原則42万円とするとともに、出産費用に出産育児一時金等を直接充てることができるよう、原則として、各医療保険者から医療機関及び助産所に出産育児一時金等を直接支払う仕組み（以下、直接支払制度という）とすることを予定しているところです。

つきましては、当局において、本年3月の政府広報をはじめ、既に関係各所への見直しにかかる周知・広報を取り組んでいるところですが、改めて、医療機関及び助産所への周知・広報の徹底を図るため、制度見直しに係る下記の添付資料を送付させていただきますので、都道府県、保健所を設置する市及び特別区の医政主管課宛て周知徹底をしていただきたく特段の御配慮のほどよろしくお願いいたします。

また、制度見直しに関する情報は、厚生労働省ホームページにも掲載をしております（<http://www.mhlw.go.jp/za/0831/a63/a63-00.html>）ので、その旨も周知いただきますよう併せてお願いいたします。

なお、当該添付資料につきましては、関係医療団体（日本医師会、日本産婦人科医会、日本助産師会及び日本看護協会）、医療保険者等（社会保険庁、健康保険組合、全国健康保険協会、都道府県国民健康保険担当課、健康保険組合連合会、国民健康保険中央会及び社会保険診療報酬支払基金）並びに地方厚生（支）局へも送付していることを申し添えます。

記

（添付資料）

1. 出産育児一時金等直接支払制度実施要綱及び参考資料
2. 10月1日より使用する出産育児一時金等の専用請求書（エクセル様式）
3. 制度の見直しに関するQ&A
4. 制度見直しに係る周知・広報用のチラシ

【照会先】

厚生労働省保険局
総務課企画調査係 石田
TEL (03) 5253-1111（内線）3218